

ベトナムの改正知的財産法の概要に ついて（特許編）

国際協力機構（JICA）

長期専門家 西本浩司



2021年3月31日より、ベトナム・ハノイ市にあるベトナム国家知的財産庁（IP Vietnam）にて、国際協力機構（JICA）専門家として、JICA 技術協カプロジェクト（「ベトナム国工業所有権審査能力プロジェクト」）に従事。特に、先進分野に係る審査ガイドライン改訂、品質管理文書作成および審査官教育に係る活動を実施している。ベトナム国家知的財産庁への派遣前は、特許庁審査官、審判官として、特許審査・審判の実務経験がある。

【概要】

2022年6月16日、ベトナム国会において「知的財産法の改正及び補足に関する法律第07/2022/QH15号」（以下、「2022年知的財産法」という。）が成立した。

改正の趣旨は、現行知的財産法（2005年知的財産法（法律第50/2005/QH11号（2006年7月1日施行）を改正した法律36/2009/QH12号（2010年1月1日施行））、以下、「現行法」という。）の明確化、ベトナムが近年加盟した条約、すなわち、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）、EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）および地域的な包括的経済連携協定（RCEP）の遵守規定を盛り込むことが目的である。

2022年知的財産法の施行時期は2023年1月1日である。なお、音商標の保護に関する規定については2022年1月14日に遡って施行、また農業に使われる試験データの保護に関する規定については2024年1月14日からの施行となる。

2022年知的財産法では、約100条にわたって修正が行われ、新ルールの導入に加えて現行法の不明確な点や下位法令規定事項の明確化等、多岐の修正がなされているところ、本稿では紙面の関係上、産業財産権（特許、実用新案）に係る改正ポイントの概略を紹介する。

なお、2022年知的財産法施行に向けて、現在、管轄官庁であるベトナム科学技術省主導により下位法令（省令、通達等）が制定されている。当該2022年知的財産法の具体的運用に関しては、当該下位法令の動向に留意する必要がある。

なお、本稿作成にあたり、2022 年知的財産法の和訳については、ソースに挙げた JICA ウェブサイトの日本語仮訳を用いた。

【詳細】

1. 特許（発明特許および実用新案特許）

1.1 拡大先願規定（2022 年知的財産法第 60 条 1 項 b）

発明の新規性喪失事由として、当該発明の特許出願の出願日または優先日以前に当該発明が開示されていた場合のみならず、当該発明の特許出願の出願日または優先日以前に出願され、出願日または優先日時点では未開示、かつ、その後に公開された先の出願の明細書に当該発明が開示された場合も、発明の新規性が喪失する旨の規定（いわゆる拡大先願規定）が追加された。

なお、当該規定は日本特許法第 29 条の 2 に相当する規定ではあるが、日本法においては先願が当該発明の特許出願の発明者または出願人と同一であれば当該発明の特許出願の新規性は喪失しないが、2022 年知的財産法にはこのようなただし書等の規定が存在しないため留意する必要がある。

1.2 秘密発明、安全保障管理規定関連

1.2.1 秘密発明（2022 年知的財産法第 4 条 12a, 第 108 条 3 項）

現行法では秘密発明に係る定義規定がなく下位法令である政令 No.103/2006/NDCP において、国家防衛と安全保障分野において国家機密であると国が決定した発明が秘密発明とされていた。2022 年知的財産法では秘密発明の定義規定が創設され、本法第 4 条 12a 項において「秘密発明とは、権限のある機関または組織によって、国家秘密の保護に係る法律に基づいて国家の秘密であると認められるものをいう」と定められた。なお、秘密発明に係る登録要件は本法第 108 条 3 項に基づき、政令にて定められる予定である。

1.2.2 外国出願前における発明の安全保障管理規定に関する明確化（2022 年知的財産法第 89a 条）

外国出願前に安全保障管理を受ける必要性がある発明に関して、要件の明確化がなされた。本法第 89a 条に基づき、以下の各要件①～③を全て満たす場合には安全保障管理対象となり、当該安全保障管理を受けるために、ベトナムにおいて第 1 国出願がなされている発明に限り外国出願が可能となる。

- ①国防および安全保障に影響を与えるおそれがある技術分野に係る発明
- ②発明がベトナムで創作された発明
- ③特許を受ける権利がベトナム在住のベトナム人またはベトナム法に基づき設立された法人に属する

なお、2022 年知的財産法の条文では、どのような発明が「国防および安全保障に影響を与えるおそれがある技術分野に係る発明」に該当するのか不明確であることから、今後制定される下位法令の規定に留意する必要がある。また、2023 年 1 月施行日以前に出願され審査係属中の出願に対しては、経過措置として 2022 年知的財産法第 89a 条が適用される。

1.2.3 安全保障管理手続に関する方式審査（2022 年知的財産法第 109 条 2 項 e）

本法第 109 条 2 項 e において「特許出願が、本法第 89a 条に定める発明に係る安全保障に関する管理措置の実施に違反した場合」には、「方式審査」段階において拒絶される旨の規定がなされた。

なお、それ以上の罰則等の規定はみられないものの、今後制定予定の下位法令規定に留意をする必要がある。

1.3 遺伝資源、遺伝資源に関する伝統的知識関連

1.3.1 特許を受ける権利（2022 年知的財産法第 86 条）

遺伝資源の取得の機会と、その利用から生ずる利益配分に係る契約に基づいて、遺伝資源または遺伝資源に関する伝統的知識を管理し、提供する組織または個人に

発明を付与する規定が追加された。なお、国家予算を利用した発明(本法第86a条)については、この限りでない。

1.3.2 遺伝資源または遺伝資源に関する伝統的知識についての説明書(2022年知的財産法第100条1項)

遺伝資源または遺伝資源に関する伝統的知識に基づいて創出された発明については、特許出願がその遺伝資源または遺伝資源に関する伝統的知識の出所を開示する説明書を提出しなければならない旨が、新たに規定された。

1.4 特許拒絶理由・無効理由関連

1.4.1 特許拒絶理由(2022年知的財産法第117条1a項)

特許拒絶理由に関し、以下の事由が新たに追加、補足された。

2022年知的財産法第117条1a項

- 1a. 本条1項に定める場合のほか、発明の登録出願は、次に掲げる場合において拒否されるものとする。
- a. 出願に添付される最初の明細書に記載された事項の範囲を超えて保護の請求をした場合(いわゆる「サポート要件」)。
 - b. 発明の内容について当該発明が当該技術の通常知識を有する者により実施できる程度に明細書で開示していない場合(いわゆる「実施可能要件」)。
 - c. 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識から直接創作された発明について、登録出願の願書にその遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の由来を開示していない、又は正確に開示していない場合(上掲1.3.2参照、本法第100条1項)。
 - d. 発明登録出願が本法第89a条に定める発明に係る安全保障に関する管理措置の実施に違反した場合(上掲1.2.2参照)。

() 内、作成者追記

1.4.2 無効理由（2022年知的財産法第96条）

無効理由として、以下の事由が新たに追加、補足された。

①2022年知的財産法第96条1項

1. 保護証書は、次に掲げる場合は完全に無効とされるものとする。
 - a) 不正目的で標章の登録出願をした場合
 - b) 発明登録出願が、本法第89a条に定める発明に係る安全保障に関する管理措置に違反した場合
 - c) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識から直接創作された発明について、登録出願の願書にその遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の由来を開示していない、又は正確に開示していない場合

②2022年知的財産法第96条2項d)、dd)

2. 保護証書の全部又は一部が、次に掲げる場合において、本法に定める登録を受ける権利、保護条件、出願の補正、発明の公開、先願主義に係る要件を満たさないとき、その全部又は一部は無効とされるものとする。

(中略)

- d) 発明の内容について、当該発明に関する技術分野の通常の知識を有する者が実施可能な程度に、十分かつ明確に開示されていない場合（いわゆる「実施可能要件」、上掲1.4.1参照、本法第117条1a項b.と同様）
- dd) 発明が、当初の出願に添付した明細書で申し立てた保護の範囲を超えて保護される旨の保護証書を取得した場合（いわゆる「サポート要件」、上掲1.4.1参照、本法第117条1a項a.と同様）
- e) 発明が、本法第90条に定める先願主義を遵守していない場合

() 内、作成者追記

1.5 医薬品関連規定

1.5.1 医薬品使用許可承認の遅延による特許権者への補償（2022 年知的財産法第 131a 条）

医薬品使用許可承認の遅延による特許権者への補償に関する規定が、本法第 131a 条に補足された。すなわち、特許権者は当該遅延に相当する期間の特許料納付が免除される。医薬品使用許可証申請に関する書類の受領日から 2 年間の満了したものの、所管する医薬品使用許可の管理当局が当該申請書類について返信しない場合、遅延したものとされ、補償の対象となる。当該規定は EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）の義務を履行するために新設された。なお、現状では特許権の存続期間の延長登録出願に相当する制度はない。

1.5.2 輸入医薬品に関する強制実施権（2022 年知的財産法第 145 条 1 項、本法 146 条 1 項および本法 147 項 1 項）

輸入医薬品に関する強制実施権の根拠に係る規定が本法第 145 条 1 項に追加され、併せて本法 146 条 1 項および本法 147 項 1 項が修正された。すなわち、ベトナムが加盟している国際条約である TRIPS 協定に基づき、輸入が認められている他国の疾病予防または治療用医薬品の需要を満たすため、発明の実施が必要な場合は、その特許権は強制的にライセンスされる。当該規定は TRIPS 協定を遵守する目的で追加、修正された。

1.6 外国審査結果の参照

1.6.1 特許実体審査における外国審査結果の参照に関する規定の明確化（2022 年知的財産法第 114 条第 3 項、第 4 項）

ベトナム国家知的財産庁における特許審査においては、従前より審査処理促進の観点から、外国審査結果を参照する実務が運用上行われていたが、その運用が知的財産法において明確化された。

【ソース】

・知的財産法の改正及び補足に関する法律第 07/2022/QH15 号（日本語仮訳：
JICA ウェブサイト）

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/materials/lqgpft0000005lvu-att/vietnam-tizaihou_amendment.pdf

・2005 年知的財産法（法律第 50/2005/QH11 号）（日本語仮訳：日本国特許庁
ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/vietnam-tizaihou.pdf>

・ベトナム国家知財庁（IP Vietnam）ウェブサイト

https://www.ipvietnam.gov.vn/vi_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/quoc-hoi-thong-qua-luat-shtt-sua-doi

https://www.ipvietnam.gov.vn/vi_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/nhung-iem-moi-cua-luat-sua-oi-bo-sung-mot-so-ieu-cua-luat-so-huu-tri-tue

・ベトナム国家知財庁（IP Vietnam）主催外部セミナー資料（越語、英語仮訳：
JICA ウェブサイト）

<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/materials/index.html>

・知的財産研究所（VIPRI）セミナー（議事録）（JICA ウェブサイト）

<http://vipri.gov.vn/tin-tuc/shtt-trong-nuoc/toa-dam-trao-doi-thong-tin-ve-luat-so-huu-tri-tue-sua-doi-bo-sung-nam-2022-43908>

<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/news/20220930.html>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）